

## 【桜井誠】在特会テキスト講座《第三回》

### 在日特権 前編

#### <在日韓国人、朝鮮人の来歴>

併合時の1910年～終戦時の1945年まで、日本への渡航総数は269万5千人です。

内わけとして

- **自由渡航者**（自分の意思で来たもの）  
202万8千人
- **民あっせん**（朝鮮でのいわばアルバイトニュース）それに応じた渡航者 14万7千人
- **官あっせん**（朝鮮総督府のハローワークのようなもの）30万人
- **徴用** 国民総動員令に基づいて義務的に日本に来た渡航者 22万人

#### 募集期間

民あっせん 1939年～1942年

官あっせん 1942年～1944年

徴用 1944年～1945年

で合計は166万7千人となります。

数字を見てもわかるように、日本に来たほとんどの朝鮮人が自分の意思で渡航してきた自由渡航者であり、その総数は202万8千人です。1953年の朝日新聞の発表では、徴用で日本に来た朝鮮人はほとんど帰国しており、残留しているのは245人で、これは日本政府、外務省の正式な発表です。朝鮮人渡航者総数において90%の朝鮮人は徴用とは無関係で、大半が自由渡航であり、あっせんとも関係がありません。

この徴用というのは現在、在日韓国人、朝鮮人が「強制連行」と言っていますが当時、自由渡航でやってきた人たちの90%は、彼らが言う所の「強制連行」とはなんら関係ありません。自由渡航者210万人のうち、GHQ期間事業と日本赤十字社合意に基づく帰還事業により、150万人が帰国、約60万人がみずからの意思で残った在日韓国、朝鮮人です。

#### <強制労働>

最近日本で、強制連行で無理やり連れて来られ無理やり働かされたとの在日の主張がありますが、その代名詞的になっているのが炭鉱労働です。この炭鉱労働というのはハイリスク・ハイリター

ンの高給職です。例えば当時の高卒者の平均月収が33円の時代に、炭鉱労働の月収は130円でした。4倍以上ですごい金額なのです。これは日本人、朝鮮人にかかわらず賃金待遇は同じでした。

そのハイリスク・ハイリターンの高給をもとめて、朝鮮人がみずから日本に来ました。確かに徴用として炭鉱労働に入った朝鮮人も多くいますが、よく言われる「無理やり炭鉱へ連れて来られ、スコップを渡され、いきなり掘れと肉体労働させられた」など、このような証言は全てでたらめです。実際、炭鉱労働をされた方にお聞きしますと、炭鉱は山なので、上からまっすぐ縦穴から横穴へと掘っていくのですが、この時の技術というのは一日二日で覚えられるようなものでは無いそうです。ですから初めて来た人間は、必ず研修を受けなければならない、それも何ヶ月にも渡って研修をして、それこそスコップの使い方ひとつでも全然ちがうわけです。合理的にスコップを運ばないと体力を失ってしまいます。ゆえに彼らがいきなり来て、いきなり炭鉱の中へ入れられるなどということは、あり得ない事です。

何よりも賃金待遇、あるいは住居待遇を見ても日本人と朝鮮人はほとんど差がありませんでした。いま、在日たちが強制労働と言っているのはまさに虚構、でたらめであると言うことであります。

#### <外国人参政権>

民主党、公明党推進の法案です。

在日韓国人の利益代表団体である民潭は、地方選挙権を求めています。自分が立候補する権利ではなく、選ぶ権利、選挙権をくれと言っています。しかしこれは、選挙権で止まる事はありません。2008年に、民潭の国際局長は民主党の外国人参政権問題に関するヒアリングで、「民潭としては被選挙権も目指す」とはっきり述べています。

問題なのは何かと言うと、地方選挙というのは数百票差で当落が決まる場合が非常に多いです。

この数百票で当落が決まるところに、在日韓国朝鮮人成年人口52万人です。つまり、有権者となりうる人口が52万人、52万票もの票がいきなり生まれたらどうなるかと言う事です。とくに朝鮮人は朝鮮人部落といって、ある特定の地域に固まって住むことが多いですから、このような人たちが自分たちから集まって組織票として固まり、それを選挙権として行使するという事になります。

確かに最初は選挙権のみです。被選挙権は貰えません、当選するか落選するかどうか、もうギリギリのところにいる立候補者は当然、在日側の言いなりになるわけです。あなたに500票の組織票をあげますよ、と言われたら地方議員はコロッと行きます。特に当落線上にある地方議員は、ああ左様でございますか、と頭を下げる事になります。それが結果として、特定外国人による日本の乗っ取りにつながるという危険性が、この外国人参政権にはあります。

先ほども申し上げたように、もしこの外国人参政権が認められますと、民潭の発表では成年人口52万人ですので、52万票という票がうまれます。これがどれほど大きな票かと言いますと、日本で一番人口の少ない鳥取県の有権者数は49万人です。鳥取県の有権者より多い票がうまれてしまうという、事と次第によっては組織票で地方自治乗っ取りという、それほどの規模になります。

また、この在日韓国人は2012年の韓国総選挙から国政選挙(韓国の大統領選挙)および地方選挙(国会議員選挙)が与えられる事が決まりました。としますと在日韓国人は、少なくとも韓国、日本という二つの国で国益を異にする選挙権を行使することが出来るという、極めて特権的な立場になることとなります。

民潭は、韓国では選挙権だけど、日本では地方選挙権だから関係ない、と言っていますが地方選挙と国政は同一です。日本大学法学部、百地章教

授も同じ事を言っておられますが、国政に対して地方が与える影響というのは決して小さなものではなく、これは同一のものであると考えてよい、そのなかにおいて地方選挙権を与えるということは、国政選挙にも多大な影響を与えるに他ならない、ですから在日韓国人が韓国でも選挙権を行使する、日本でも選挙権を行使するということになれば、国益を異にしている日本と韓国の間で、ましてや韓国は反日国家ですから、一体どのような選挙権の行使、誰のための選挙権の行使となるのかということ、それを考えていただきたいと思えます。

なんども申し上げますが、この外国人参政権は地方自治の乗っ取りの第一歩に過ぎないということになります。